

大学院新教育課程及び 他の社会人等の入職について

令和8年6月16日

初等中等教育局教育職員政策課

我が国の教員免許制度について

1. 教員免許制度の意義

公の教育を担う教員の資質の保持及び向上並びにその証明を目的とする制度

2. 免許主義と開放制の原則

免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない（免許法第3条第1項）。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

3. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別）

① 普通免許状

専修免許状（修士課程修了程度）

一種免許状（大学卒業程度）

二種免許状（短大卒業程度）

② 特別免許状

③ 臨時免許状 (有効期限3年)

- 授与権者：都道府県教育委員会
- 免許状の有効範囲
 - ・普通免許状：全ての都道府県
 - ・特別免許状 } 授与を受けた
 - ・臨時免許状 } 都道府県内

我が国の教員免許制度について(続き)

普通免許状

① 大学における養成

学士の学位等

+

教職課程の履修

[教科及び教職に関する科目]

⇒

教員免許状

② 教員資格認定試験（幼稚園、小学校、高等学校（情報））の合格

③ 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験や大学等で所要単位により、上位区分、隣接学校種、同校種他教科の免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状（学校種及び教科ごとに授与）

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望・教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

※教育職員検定は、都道府県教育委員会が受験者の人物、学力、実務、身体について行うこととされており、具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められている。

4. 免許主義の例外

① 特別非常勤講師

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。**教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担任することが可能**（任命・雇用する者が、**あらかじめ**都道府県教育委員会に**届出**をすることが必要）。

② 免許外教科担任制度

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、**校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等（講師は不可）が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能**（校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に**申請し、許可を得ることが必要**）。

教員免許状取得に必要な科目の単位数及び内訳(教育職員免許法)

別表第一(第五条、第五条の二関係)

第一欄 所要資格		第二欄 基礎資格	第三欄 教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
免許状の種類				
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	75	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	51	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	31	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	37	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	35	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		26
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		16

備考(抜粋)

二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は大学(短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。)の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする(別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)

注1:その他の科目として、「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目※」又は「情報機器の操作」を各2単位、計8単位の修得が必要となる。また、小学校及び中学校の免許状取得のためには、介護等体験が必要である。

注2:このほか、養護教諭及び栄養教諭の免許状がある。

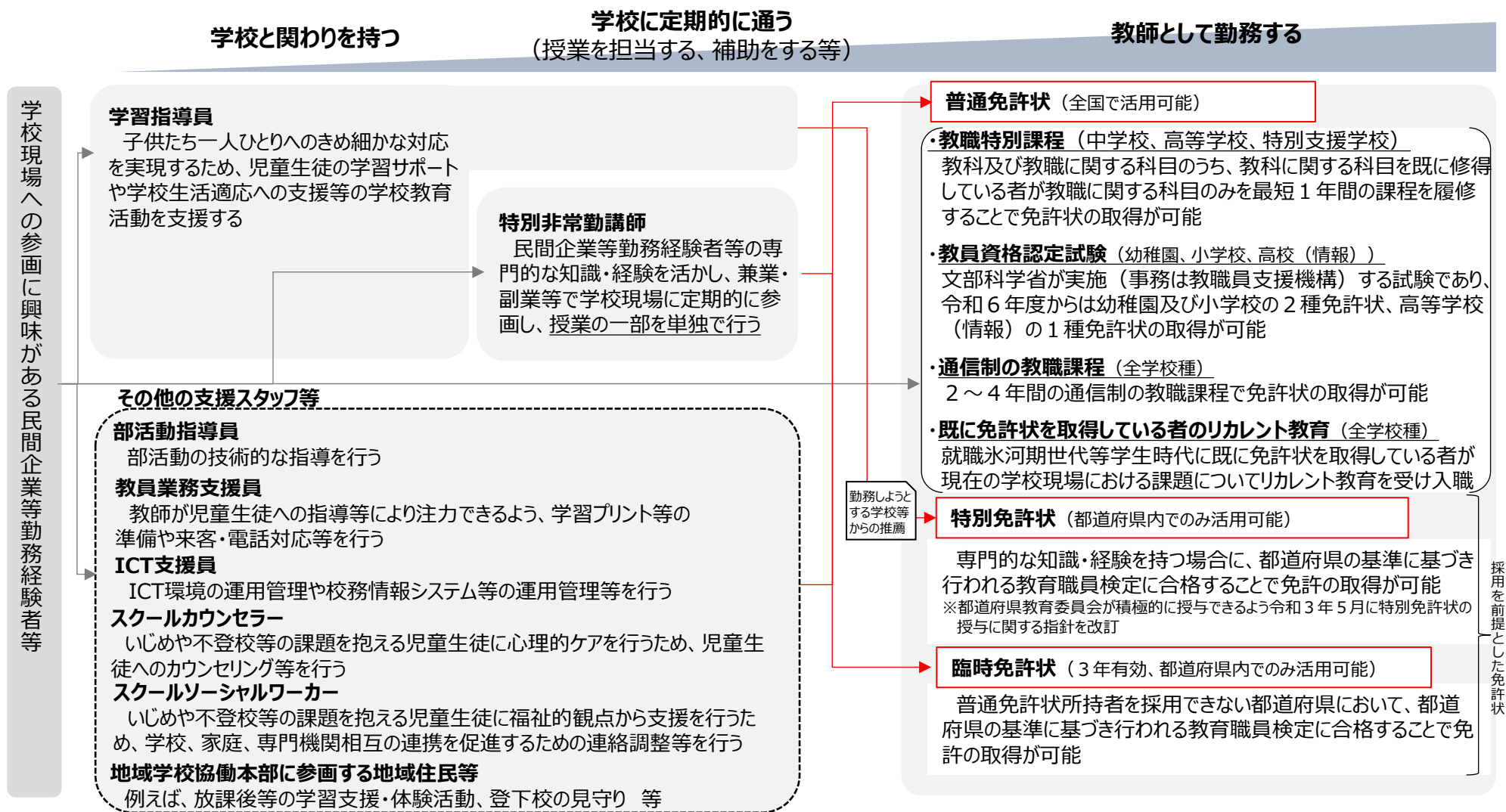
別表第三(第六条関係)

第一欄 所要資格		第二欄	第三欄	第四欄
受けようとする免許状の種類		有することを必要とする第一欄に掲げる教員(当該学校の助教諭を含む。第三欄において同じ。)の免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる教員又は〜(中略)〜として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
幼稚園教諭	専修免許状	一種免許状	3	15
	一種免許状	二種免許状	5	45
	二種免許状	臨時免許状	6	45
小学校教諭	専修免許状	一種免許状	3	15
	一種免許状	特別免許状	3	41
		二種免許状	5	45
	二種免許状	特別免許状	3	26
中学校教諭	専修免許状	一種免許状	3	15
		特別免許状	3	25
	一種免許状	二種免許状	5	45
	二種免許状	臨時免許状	6	45
高等学校教諭	専修免許状	一種免許状	3	15
		特別免許状	3	25
	一種免許状	臨時免許状	5	45

免許法別表第三の規定により専修免許状の授与を受ける場合(特別免許状を有する者で免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合を除く。),「大学が独自に設定する科目」を修得する。

社会人等の多様な人材の活用について

- ✓ 学校現場においては、学校との関わりの度合い（頻度や業務内容等）に応じて、様々な外部人材が参画しているところ。
- ✓ 民間企業等勤務経験者の専門的な知識・経験を活かし、開かれた教育課程を実現するため、兼業・副業等で参画する特別非常勤講師制度や、転職し教師として勤務するため、免許を既に保有している者へのリカレント教育や、新たに普通免許状を取得するための、教員資格認定試験（幼稚園、小学校）、1年間の教職特別課程（中学校、高等学校、特別支援学校）、2～4年の通信制の教職課程、臨時免許状及び特別免許状の授与等、多様なルートが確保されている。



学部卒業後の免許状の取得方法について

大学院における専修免許状の取得（学部段階での教職科目を併せて履修）

- 現状、大学院に設置されている教職課程を通じて取得できる免許は専修免許状に限られている。
- そのため、大学の学部で教職課程を履修していなかった場合、大学院で開設されている科目に加え、学部の教職課程の科目も併せて履修し、例えば中学校の専修免許状であれば合計83単位を取得する必要がある。また、当然教育実習等も大学院在学中に行う必要がある。
- こうした学習を2年間で両立することは困難であり、教職課程を履修していない者が大学院から免許の取得を目指すうえで高いハードルとなっている（そのため、3年以上のカリキュラムとしている例もあるが、学習が長期間にわたることが学生の負担となる）。

○普通免許状の取得に当たって必要な単位（中学校教諭）

	専修	一種	二種		専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	28	28	12	教育実習	5	5	5
教育の基礎的理解に関する科目	10	10	6	教職実践演習	2	2	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	10	6	大学が独自に設定する科目	28	4	4
					83	59	35

教職特別課程（R7入学者：2名（慶應義塾大学、岡山理科大学））

- 免許状の取得機会拡充を目的として、大学等において教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等を履修しなかった者が、大学等を卒業後、学部において最短1年間履修することにより、専修免許状及び一種免許状の取得が可能な課程をいう。
- 上述の通り、修業年限が最短1年であるため、比較的短期間で免許状を取得することができる。
- 一方で、教科に関する専門的事項に関する科目については別途取得していなければならないため、学部段階で一切教職課程の科目を履修していない場合は活用ができないほか、現在はごく限られた大学でしか開設されていない。

教員資格認定試験（R6受験者：899人、合格者：237名）

- 大学等で教職課程を取らなかった者で教育者としてふさわしい資質を身に付け、教職を志すに至った者に対し教職への道を開くことを目的として創設。本試験合格者は、免許管理者である都道府県教育委員会に申請することにより、教諭の普通免許状が授与される。
- 試験のみで免許を取得できるため、社会人など長期の学習が困難な者にとって免許取得が容易となる。
- 一方で、限られた免許種しか取得できないため（幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状、高等学校教諭一種免許状（情報））、すべての需要には対応できない。

※通信制大学（R5免許取得者：2,955名）

教職特別課程について

【制度概要】

教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する、修業年限を一年以上とする課程。

※ 教科に関する専門的事項に関する科目の単位については本課程では取得できないため、別途通常の教職課程において修得している必要がある。

【背景】

「教員の資質能力の向上方策等について」（昭和62年12月教育職員養成審議会答申）において、「大学において教職課程をとらなかった者が教員免許状を取得する機会を拡充するため、大学に「教職特別課程」を設置することができるようにする必要がある」と提言。この提言を受け、昭和63年に教育職員免許法を改正。

【要件】

1. 免許状の種類

○中学校教諭及び高等学校教諭

：専修免許状及び一種免許状授与の所要資格を得させるための課程であることが必要

○特別支援学校教諭

：一種免許状授与の所要資格を得させるための課程であることが必要（以下、「特別支援教育特別課程」という。）

2. 開設できる者

中学校又は高等学校の教諭の一種免許状に係る認定課程を有する大学、特別支援教育特別課程にあっては特別支援学校教諭一種免許状に係る認定課程を有する大学

※ 教職特別課程は、幼稚園教諭、小学校教諭の免許状授与の所要資格を得させるための課程としては認められていない。

- ・ 幼稚園教諭、小学校教諭の免許状授与の所要資格を得させるための課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定できないとされている。（教職課程認定基準）
- ・ 幼稚園教諭、小学校教諭の「教科に関する科目」は全教科に及ぶため、大学において教職課程をとらなかった学生が修得した単位が「教科に関する科目」として認定される可能性が極めて低い。
- ・ 幼稚園教諭、小学校教諭における教職に関する科目は、要修得単位数が多いため、1年で修得することが困難。

【現在開設されている課程】

令和7年4月現在 教職特別課程を置く大学

- ・中学校及び高等学校教諭免許 慶應義塾大学、岡山理科大学
- ・特別支援学校教諭免許 琉球大学

教員資格認定試験の概要

制度の趣旨

大学等で教職課程を取らなかった者で教育者としてふさわしい資質を身に付け、教職を志すに至った者に対し教職への道を開くことを目的として創設。本試験合格者は、免許管理者である都道府県教育委員会に申請することにより、教諭の普通免許状が授与される。

根拠法令

「教育職員免許法(昭和24年法律第147号)」

- 第16条 普通免許状は、第5条第1項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験(以下「教員資格認定試験」という。)に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。
- 2 文部科学大臣は、教員資格認定試験(文部科学大臣が行うものに限る。)の実施に関する事務を機構に行わせるものとする。
 - 3 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法その他試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

制度の経緯

- 昭和39年度 高等学校教員資格試験を創設
昭和48年度 教員資格認定試験を創設(実施種目は小学校、特殊教育、高等学校。高等学校教員資格試験は廃止)
平成16年度 高等学校教員資格認定試験を休止
平成17年度 幼稚園教員資格認定試験を開設
平成30年度 試験の実施に関する事務を(独)教職員支援機構に移管
令和2年度 小学校教員資格認定試験の見直し
令和6年度 特別支援学校教員資格認定試験を休止 高等学校教員資格認定試験(情報)を再開(予定)

現行の実施種目

- (1) 幼稚園教員資格認定試験(幼稚園教諭二種免許状)
- (2) 小学校教員資格認定試験(小学校教諭二種免許状)
- (3) 高等学校教員資格認定試験(高等学校教諭一種免許状(情報))令和6年度から再開(予定)

受験者数等

学校種	幼稚園				小学校				高校(情報)				特別支援学校			
	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率
令和5年度	37	36	9	25.0%	1,051	869	191	22.0%	令和6年度から試験再開				7※	7	4	57.1%
令和6年度	29	24	3	12.5%	950	807	194	24.0%	67	63	40	63.5%	令和6年度から試験休止			
令和7年度	24	21	12	57.1%	1,008	838	243	29.0%	180	169	56	33.1%				

※令和4～5年度については、試験科目等の一部免除者を対象とした試験のみの実施

大学の通信制課程での教員免許状の取得

- 通信制課程であっても、教職課程認定を受けている課程において学位の取得とともに必要単位を修得すれば、教員免許状の取得が可能。
- 中・高の教員免許状の通信制の教職認定課程を有する大学の一覧は以下のとおり。 (R8.4.1時点)

大学名	取得可能な免許状の学校種	教科	大学名	取得可能な免許状の学校種	教科
愛知産業大学短期大学	中学校二種	英語	武蔵野大学	中学校一種	国語、英語
	高等学校一種	数学		高等学校一種	国語、英語、書道
北海道情報大学	中学校一種	数学	武蔵野美術大学	中学校一種	美術
	高等学校一種	数学、情報、商業		高等学校一種	美術、工芸
帝京大学	高等学校一種	情報	法政大学	中学校一種	国語、社会
東京福祉大学	中学校一種	英語、保健		高等学校一種	国語、地理歴史、公民、商業
	高等学校一種	英語、公民、保健、情報、福祉	明星大学	中学校一種	国語、社会、数学、英語
聖徳大学	中学校一種	国語、社会、英語		高等学校一種	国語、地理歴史、公民、数学、英語
	高等学校一種	国語、地理歴史、公民、書道、英語、福祉	星槎大学	中学校一種	社会、保健体育、英語
玉川大学	中学校一種	社会		高等学校一種	地理歴史、公民、保健体育、英語
	高等学校一種	地理歴史、公民	名古屋産業大学	中学校一種	社会
慶応義塾大学	中学校一種	国語、社会、英語		高等学校一種	公民
	高等学校一種	国語、地理歴史、公民、英語	佛教大学	中学校一種	国語、社会、数学、英語、中国語、宗教
帝京平成大学	中学校一種	社会		高等学校一種	国語、地理歴史、公民、数学、書道、情報、英語、中国語、福祉、宗教
	高等学校一種	地理歴史、公民、情報、商業	大阪芸術大学	中学校一種	国語、音楽、美術
日本女子大学	中学校一種	家庭		高等学校一種	国語、音楽、美術、工芸
	高等学校一種	家庭	環太平洋大学	中学校一種	数学、保健体育、英語
日本大学	中学校一種	国語、社会、英語		高等学校一種	数学、保健体育、英語
	高等学校一種	国語、地理歴史、公民、英語、商業			

※R8.4.28時点で届を受領しているものについて記載

特別免許状について

◆ 制度の目的・概要

教員免許状を持たないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者（都道府県教育委員会）の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状。（昭和63年に創設）

◆ 担当する教科等

- ・ 小学校、中学校、高等学校における全教科（平成10年に対象教科を拡大）
- ・ 特別支援学校における自立教科等（理療、理容、自立活動など）
- ・ 授与を受けた都道府県においてのみ有効

◆ 授与手続・授与要件

《授与手続》

- ・ 任用しようとする者（都道府県・指定都市教育委員会、学校法人等）の推薦
- ・ 都道府県教育委員会が行う教育職員検定（人物・学力・実務・身体）の合格（可否決定に際し、学校教育に関する学識経験者等へ意見聴取）

《授与要件》

- ・ 担当する教科の専門的な知識経験又は技能
 - ・ 社会的信望・熱意と識見
- ※平成14年に学士要件を撤廃

◆ 授与件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	12	13	16	22	31	66	109	60
中学校	42	58	61	60	83	104	137	181
高等学校	105	125	138	142	204	313	347	336
特別支援学校	10	12	12	11	16	17	18	14
合計	169	208	227	235	334	500	611	591

◆ 事例（令和6年度）

教科	件数	授与者の主な職歴等	教科	件数	授与者の主な職歴等
外国語（英語）	310件	ALT、英会話講師、通訳	工業・工業実習	28件	電気工事士、土木設計技術者、実習助手、一級建築士、工学修士
看護	43件	看護師、助産師	技術	20件	エンジニア、機器等開発者、ハウスメーカー研究開発員
理科	35件	工学博士、理学博士、大学技術職員	家庭	16件	調理師、専門学校講師
情報	32件	エンジニア（システム・ソフトウェア）、大学教員、専門学校講師	社会・地理歴史・公民	11件	特別非常勤講師

特別免許状授与に係る自治体ヒアリング結果

1. 実施概要

- 複数の都道府県に対して、特別免許状の授与に係るヒアリングを実施。ヒアリング項目は以下のとおり。
 特別免許状の募集・人材確保の状況 / 特別免許状の授与手続き / 特別免許状授与における判断基準 /
 特別免許状の授与を受けた教員の評価（教育効果・定着等） / 特別免許状がどのように活用されているか 等

2. ヒアリング結果

項目	自治体を感じる現状と課題	対応
募集・人材確保	<ul style="list-style-type: none"> 人材発掘は学校や市町村教育委員会が主体で、その中でも知り合いや紹介等に依存しており、組織的な仕組みがない 申請はほとんど私立で、県としても積極的な周知を行っていない 	
授与手続き	<ul style="list-style-type: none"> 有識者への意見照会や審査会の実施に係る負担が大きい（半年ほど前から準備が必要） 教委では判断しかねる部分の判断基準として審査会は外せない 	<ul style="list-style-type: none"> 学識経験者へのヒアリングの負担軽減や手続きの簡素化（国での集約を含む） 書面審査で対応できる仕組み 審査会の形式を、国が具体的に例示する
判断基準（専門性・教職適正）	<ul style="list-style-type: none"> 授与可能と判断する知識・経験等の基準がない 特に新たな分野・教科では前例が少なく、判断が属人的になりやすい 成績証明書の確認の中で、教職に関する学習をある程度行っていると安心材料になる 教職課程を履修していないため、自信をもって授与できないことがある 	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識・技能や教職適性に関する全国的な判断基準・目安の提示 教職に関する一定の学習歴が確認できる仕組み
定着・評価・教育効果	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な面談や教職員同士での授業参観を実施 各教科のフォローや管理職の面談を通じて悩みを相談できる体制の構築 専門性に基づく児童の興味や学習意欲の喚起、他の教員への刺激 	
活用範囲	<ul style="list-style-type: none"> 実技教科等で専門性の高い人材を確保できるため、教員不足解消に資する 高校の専門教科での活用が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 活用事例について、ほかの自治体の事例も参考にしたい